

契約手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																																
<p>公益財団法人 大阪府保健医療財団</p>	<p>公益財団法人大阪府保健医療財団における工事請負契約について監査したところ、次のとおり、同じ時期に6階資料室模様替えに伴う空調等施工工事（2,494,000円）と6階資料室及び4階男子更衣室模様替え工事（1,404,000円）を行っていた。</p> <p>この2工事については、少額随意契約の限度額（250万円）以下であったことから、比較見積の徴取の方法により事業者を選定しており、いずれもA社が受注していた。しかしながら、工事内容・契約時期・工期を考えると同一工事として発注すべきであり、合計金額が3,898,000円であることから指名競争入札を行うべきであった。</p> <table border="1" data-bbox="501 825 1368 1150"> <tr><td>工事名</td><td>6階資料室模様替えに伴う空調等施工工事</td></tr> <tr><td>請負者</td><td>A社</td></tr> <tr><td>請負金額</td><td>2,494,800円</td></tr> <tr><td>契約年月日</td><td>平成28年3月4日</td></tr> <tr><td>工期</td><td>平成28年3月5日から平成28年3月31日まで</td></tr> <tr><td>検査年月日</td><td>平成28年3月31日</td></tr> <tr><td>契約方式</td><td>随意契約（財務規程第40条第1項第1号ア）</td></tr> <tr><td>見積り</td><td>2者</td></tr> </table> <p>※見積金額はA社2,494,800円、B社2,678,400円であった。（消費税及び地方消費税を含む。）</p> <table border="1" data-bbox="501 1266 1368 1591"> <tr><td>工事名</td><td>6階資料室及び4階男子更衣室模様替え工事</td></tr> <tr><td>請負者</td><td>A社</td></tr> <tr><td>請負金額</td><td>1,404,000円</td></tr> <tr><td>契約年月日</td><td>平成28年3月4日</td></tr> <tr><td>工期</td><td>平成28年3月5日から平成28年3月31日まで</td></tr> <tr><td>検査年月日</td><td>平成28年3月31日</td></tr> <tr><td>契約方式</td><td>随意契約（財務規程第40条第1項第1号ア）</td></tr> <tr><td>見積り</td><td>2者</td></tr> </table> <p>※見積金額はA社1,404,000円、B社1,512,000円であった。（消費税及び地方消費税を含む。）</p>	工事名	6階資料室模様替えに伴う空調等施工工事	請負者	A社	請負金額	2,494,800円	契約年月日	平成28年3月4日	工期	平成28年3月5日から平成28年3月31日まで	検査年月日	平成28年3月31日	契約方式	随意契約（財務規程第40条第1項第1号ア）	見積り	2者	工事名	6階資料室及び4階男子更衣室模様替え工事	請負者	A社	請負金額	1,404,000円	契約年月日	平成28年3月4日	工期	平成28年3月5日から平成28年3月31日まで	検査年月日	平成28年3月31日	契約方式	随意契約（財務規程第40条第1項第1号ア）	見積り	2者	<p>契約を締結する場合は、規定の趣旨に基づいて、本件のように一体で発注することが可能な案件については、全体の発注額で少額随意契約ができるか否かを判断すべきである。</p> <p>今後は、契約事務について十分に理解し、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【財務規程】</p> <p>（指名競争入札）</p> <p>第32条 売買、貸借、請負その他の契約は、第40条に規定する場合を除き、指名競争入札の方法により締結するものとする。</p> <p>（随意契約）</p> <p>第40条 次の各号の一に該当する場合は、随意契約により契約を締結することができる。</p> <p>(1) 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあっては、予定貸借料の年額又は総額）が次に掲げる額を超えないものをするとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 工事又は製造の請負 250万円 イ 財産の買入れ 160万円 ウ 物件の借入れ 80万円 エ 財産の売払い 50万円 オ 物件の貸付け 30万円 カ その他アからオに掲げるもの以外のもの 100万円 <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、財団が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が指名競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(3) 緊急の必要により指名競争入札に付することができないとき。</p> <p>(4) 指名競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(5) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(6) 指名競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(7) 落札者が契約を締結しないとき。</p> </div>	<p>事務局監査・委員監査後、平成28年12月開催の財団内連絡会議において監査結果について周知・情報共有した。</p> <p>今後とも、起案時や決裁時におけるチェック体制を強化し、「公益財団法人大阪府保健医療財団財務規程」に基づき適正な事務執行に努めるとともに、財団内連絡会議等で更なる意識向上を図っていく。</p>
工事名	6階資料室模様替えに伴う空調等施工工事																																		
請負者	A社																																		
請負金額	2,494,800円																																		
契約年月日	平成28年3月4日																																		
工期	平成28年3月5日から平成28年3月31日まで																																		
検査年月日	平成28年3月31日																																		
契約方式	随意契約（財務規程第40条第1項第1号ア）																																		
見積り	2者																																		
工事名	6階資料室及び4階男子更衣室模様替え工事																																		
請負者	A社																																		
請負金額	1,404,000円																																		
契約年月日	平成28年3月4日																																		
工期	平成28年3月5日から平成28年3月31日まで																																		
検査年月日	平成28年3月31日																																		
契約方式	随意契約（財務規程第40条第1項第1号ア）																																		
見積り	2者																																		

また、6階資料室等の保存用品の移転並びに不要物品の搬出業務委託（691,200円）と6階資料室等の不要物品の廃棄物処理業務委託（922,223円）についても、少額随意契約の限度額（100万円）以下であったことから、比較見積の徴取の方法により事業者を選定し、いずれもC社が受注していたが、合計金額が1,613,423円であることから、同様に指名競争入札を行うべきであった。

委託名	6階資料室等の保存用物品の移転並びに不要物品の搬出作業委託
請負者	C社
請負金額	691,200円
契約年月日	平成28年2月19日
工期	平成28年2月19日から平成28年3月31日まで
検査年月日	平成28年3月31日
契約方式	随意契約（財務規程第40条第1項第1号カ）
見積り	2者

※見積金額はC社691,200円、D社972,000円であった。（消費税及び地方消費税を含む。）

委託名	6階資料室等の不要物品の廃棄物処理業務委託
請負者	C社
請負金額	922,223円
契約年月日	平成28年2月19日
工期	平成28年2月19日から平成28年3月31日まで
検査年月日	平成28年3月31日
契約方式	随意契約（財務規程第40条第1項第1号カ）
見積り	2者

※見積金額はC社922,223円、D社982,800円であった。（消費税及び地方消費税を含む。）

（参考）
 公益財団法人大阪府保健医療財団は、大阪府から「循環器疾患予防研究委託業務」を受託している。平成27年度の委託契約について、平成28年2月23日付けで循環器病予防部門の仮移転業務（施設等整備業務）を追加する変更契約を締結している。